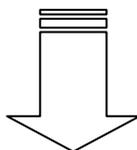


「不就学学齢児童生徒調査票」における「1年以上居所不明者数」について

＜平成22年度調査＞

5 1年以上居所不明者数

1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に簿冊を編製されている者の数を記入する。



＜平成23年度調査＞

5 1年以上居所不明者数

1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含む）に記載（記録）されている者（昭和32年2月25日付け文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」一（4）に基づく者）の数を5月1日現在で記入する。年齢は、平成23年4月1日現在の満年齢による。（上表参照）

※学校において作成している指導要録や児童生徒の在学者名簿等による居所不明者数ではないことに留意すること。